

みやま市  
洪水ハザードマップ作成業務委託  
実施要領

平成30年10月

みやま市 総務課

## 1 件名

みやま市洪水ハザードマップ作成業務委託

## 2 本業務の目的

本業務は、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨災害を受け、平成 28 年 4 月に見直された「水害ハザードマップ作成の手引き」等に基づき、国土交通省筑後川河川事務所や福岡県が作成した「洪水浸水想定区域図」や「水防法等の一部を改正する法律」等の最新の情報を反映した洪水ハザードマップを作成するものである。

作成にあたっては、危険区域の情報に加えて、指定避難所等、情報伝達系統、緊急連絡先などの情報を掲載し、予想される災害状況や避難方法等の情報を市民に周知することにより、市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図り、洪水からの「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」等の防災力向上に資することを目的とするものである。

## 3 業務内容

### (1) 洪水ハザードマップ作成

- ア 計画準備
- イ 資料収集整理
- ウ 地図面の作成方針の検討
- エ 啓発記事面の作成方針の検討
- オ 版下の作成・校正
- カ 印刷・製本
- キ ホームページ掲載用データの作成

## 4 業務期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。

## 5 業務に要する費用（予定価格）

見積金額が以下の額を超えてはならない。

洪水ハザードマップ作成：7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 提案の方式

プロポーザル方式（公募型）

## 7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) みやま市暴力団排除条例（平成21年みやま市条例第27号）に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (4) みやま市政治倫理条例（平成19年みやま市条例第174号）第20条の規定に該当する業者でないこと。
- (5) 公告の日から設計者決定の日までの間に、みやま市指名停止等措置要綱（平成19年みやま市告示第14号）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び市税の滞納がないこと。
- (7) 過去に官公庁発注の「ハザードマップ」等作成に関する業務実績があること。

## 8 関連書類の提出

### (1) 書類の提出先

- ・みやま市 総務部 総務課 庶務法制係  
〒835-8601  
福岡県みやま市瀬高町小川5番地  
TEL：0944-64-1502 FAX：0944-64-1503  
電子メール：shomu@city.miyama.lg.jp

### (2) 提出書類

提出書類	部数
① 参加表明書(様式1)	1部
② 質疑書(様式2) ・質問がある場合のみ提出	1部
③ 会社概要書(様式3) ・パンフレット等があれば添付すること	1部
④ 業務実績書(様式4) ※1	1部
⑤ 提案書(貴社様式) (正1部 副7部) ※かがみは様式5	8部
⑥ 見積書(貴社様式)	1部

※1. 業務実績については「⑤業務実績書(様式4)」に実際に作成したハザードマップ最大5件までを記載するものとする。ただし、九州管内の実績のみを記載するものとする。

### (3) スケジュール

日程	内容
① 平成 30 年 10 月 23 日	公告日
② 平成 30 年 11 月 2 日 17 時まで	参加表明書、会社概要書、業務実績書、提出期限
③ 平成 30 年 11 月 2 日 17 時まで	質疑書提出期限
④ 平成 30 年 11 月 6 日 17 時まで	質問書に対する回答期限
⑥ 平成 30 年 11 月 12 日 17 時まで	提案書、見積書提出期限
⑦ 平成 30 年 11 月 20 日	プレゼンテーションの実施
⑧ 平成 30 年 11 月 21 日 (予定)	審査結果通知
⑨ 平成 30 年 11 月 22 日 (予定)	委託契約締結

## 9 手続き等

### (1) 参加表明書の提出

参加を表明する者は、参加表明書(様式 1)を平成 30 年 11 月 2 日 17 時迄に持参またはメールの添付ファイルとして提出するものとする。メールでの提出の場合、送付後にすみやかにみやま市担当者へ受信の確認をとると共に、原本は持参又は郵送にて提出するものとする。参加表明書の提出時に会社概要書(様式 4)、業務実績書(様式 5)を提出すること。

### (2) 質疑と回答

質疑は質疑書(様式 2)によりメールで行うこと。回答も同様にメールで行うが、重複の防止及び公平性の確保を図るため、質疑の内容と回答は参加表明業者へ一括送信する。なお、質疑の受付期間は平成 30 年 11 月 2 日 17 時までとし、回答は平成 30 年 11 月 6 日までにを行う。

### (3) 提案書等の提出

提案書を作成のうえ、平成 30 年 11 月 12 日 17 時までに、持参、郵送または宅配便により提出するものとする。提案書の提出時に、見積書(様式 6)を提出すること。

### (4) 提案書作成要領

#### ① 共通事項

- ア 企画提案書の提出は 1 社につき 1 点とする。
- イ 企画提案書(正 1 部)の表紙(様式 5)には、社名及び代表者名を記載すること。
- ウ 提案書の様式について A4 用紙縦置き、横書き、ページ数は制限しないが内容について簡潔にまとめること。なお表紙、目次はページ数に含まない。
- エ 提案書の提出部数は正本 1 部、副本 7 部とする。

②提案書の内容

- ア 基本方針
- イ ハザードマップ作成方法について
- ウ 啓発情報の掲載内容について
- エ スケジュール
- オ 独自提案

(5) 提案書等の取扱い

提出された提案書及び添付資料は返却しないものとし、本市の責任で処分する。

(6) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを平成 30 年 11 月 20 日に実施するものとする。

- ア 持ち時間は、プレゼンテーション 15 分、質疑 10 分を含め 25 分程度とする。
- イ プレゼンテーションを行うためのシステム、ビデオプロジェクター及びスクリーン等は発注者で準備することとする。
- ウ 会場は、みやま市役所 第 4 会議室とする。
- エ 会場の準備時間は、プレゼンテーションの 10 分前とする。
- オ 開始時間は、別途通知する。
- カ プレゼンテーションの説明者は本業務を実際に担当する者が行うこと。

10 選考基準

選考基準	審査の視点	配点
業務実績	過去 5 年間の同種の実績と其中で有効な施策展開につながったものがあるか。	10
実施体制	業務実施責任者等は、同種及び類似業務の経験を十分に有しているか。また、専任性が確保されているか。業務遂行のための適切な組織体制があるか。	10
現状把握	現行ハザードマップの修正必要箇所等の問題点、課題等について把握をしているか。	10
業務内容①	現段階で構想しているハザードマップの内容がわかりやすいものとなっているか。	20
業務内容②	その他、提案内容が防災・減災に具体的につながるものとなっているか。	20
独自提案	今回の仕様書のほか、独自提案として今後の防災事業に有効な提案がなされているか。	15
見積金額	見積書記載の金額。	15
合計		100

## 11 選定方法

選定方法は提案書及びプレゼンテーションの実施内容を総合的に評価し、評価点の合計が最も高い業者を本業務においての最適格者（契約の第1位候補者）として特定する。

## 12 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
  - ② 選定委員、職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
  - ③ 社会通念上、契約するにはふさわしくないと考えられる事態が生じた場合。
- (3) 審査結果に基づき、最適格者と契約締結の交渉を行うが、当該最適格者との協議が整わない場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- (4) 選定結果に対する質問、意見、異議等は一切受け付けない。